

## 2021年度所定疾患施設療養費算定状況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。  
厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### 《算定条件》

- ・対象となる入所者の状態
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹
  - ・蜂窩織炎
- ・上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定する。  
また、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定する。
- ・肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できる。
- ・診断名、診断を行った日、実施して投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- ・前年度の該当加算の算定状況を公表すること。
- ・当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講していること。

算定状況		2021年									
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
肺炎	人数	6	3	9	9	9	5	8	8	10	
	治療日数	40	25	74	72	70	41	54	66	84	
尿路感染症	人数	6	4	3	0	3	2	7	2	2	
	治療日数	34	26	20	0	25	13	44	12	14	
带状疱疹	人数	0	0	0	0	0	1	0	0	0	
	治療日数	0	0	0	0	0	8	0	0	0	
蜂窩織炎	人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

算定状況		2022年		
		1月	2月	3月
肺炎	人数	11	8	7
	治療日数	72	56	63
尿路感染症	人数	1	1	3
	治療日数	9	7	22
带状疱疹	人数	0	0	0
	治療日数	0	0	0
蜂窩織炎	人数	0	0	2
	治療日数	0	0	17